

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	住友電気工業株式会社			コード	5802
提出日	2025/5/28	異動（予定）日	2025/6/26		
独立役員届出書の提出理由	2025年6月26日開催予定の定時株主総会において、社外取締役の異動等があるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	佐藤 廣士	社外取締役	○										△					有
2	土屋 裕弘	社外取締役	○													○		有
3	渡辺 捷昭	社外取締役	○													○		有
4	堀場 厚	社外取締役	○										○					有
5	川俣 享子	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
6	アスリ・チョルバン	社外取締役	○										○		○		新任	有
7	上原 理子	社外監査役	○													○		有
8	吉川 郁夫	社外監査役	○													△	訂正・変更	有
9	来島 達夫	社外監査役	○										△					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	佐藤廣士氏は、2016年3月31日まで、㈱神戸製鋼所の取締役会長でありました。当社と同社との間には、製品の販売・購入等の取引関係がありますが、取引の金額は当社売上高、及び同社売上高の1%未満と僅少であり、その取引の規模等に照らして、佐藤廣士氏の独立性に影響を与えるものではありません。	佐藤廣士氏は、証券取引所が定める、独立性に関する判断基準に抵触せず、また、鉄鋼を中心とする素材、機械、エネルギーなど幅広い事業領域を持つ企業の経営に携わり、企業経営全般に関する豊富な経験と高い識見を有しておられ、これまで取締役会等において、会社から独立した立場で、経営方針・戦略や内部統制など経営全般に関し客観的かつ有益な意見・提言等をいただいており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけたものと考えており、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定するものです。
2		土屋裕弘氏は、証券取引所が定める、独立性に関する判断基準に抵触せず、また、グローバルに事業活動を展開する企業の経営に携わり、企業経営全般に関する豊富な経験と高い識見を有しておられ、これまで取締役会等において、会社から独立した立場で、経営方針・戦略や内部統制など経営全般に関し客観的かつ有益な意見・提言等をいただいており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけたものと考えており、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定するものです。
3		渡辺捷昭氏は、証券取引所の定める、独立性に関する判断基準に抵触せず、また、長年に亘りグローバルに事業活動を展開する企業の経営に携わり、企業経営全般に関する豊富な経験と高い識見を有しておられ、これまで取締役会等において、会社から独立した立場で、経営方針・戦略や内部統制など経営全般に関し客観的かつ有益な意見・提言等をいただいており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけたものと考えており、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定するものです。
4	堀場厚氏は、㈱堀場製作所の代表取締役会長兼グループCEO、及び㈱堀場エステックの代表取締役会長であります。当社は、㈱堀場製作所との間には、装置の購入等の取引関係がありますが、取引の金額は当社売上高、及び同社売上高の1%未満と僅少であること、また㈱堀場エステックとの間には、装置の購入等の取引関係がありますが、取引の金額は当社売上高、及び同社売上高の1%未満と僅少であることから、それぞれの取引の規模等に照らして、堀場厚氏の独立性に影響を与えるものではありません。	堀場厚氏は、証券取引所が定める、独立性に関する判断基準に抵触せず、また、長年に亘りグローバルに事業活動を展開する企業の経営に携わり、企業経営全般に関する豊富な経験と高い識見を有しておられ、これまで取締役会等において、会社から独立した立場で、経営方針・戦略や内部統制など経営全般に関し客観的かつ有益な意見・提言等をいただいており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけたものと考えており、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定するものです。
5		川俣享子氏は、証券取引所が定める、独立性に関する判断基準に抵触せず、また、長年に亘り大手新聞社における要職を歴任されるなど、豊富な業務経験と幅広い識見を有しておられ、これまで取締役会等において、会社から独立した立場で、経営方針・戦略や内部統制など経営全般に関し客観的かつ有益な意見・提言等をいただいており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけたものと考えており、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定するものです。

6	アスリ・チョルバン氏は、京都大学の教授及び理事補であります。当社は、同大学との間には、製品の販売及び委託研究費等の支払、並びに同大学が運営する材料工学スクールへの寄付等の取引関係がありますが、取引の総額は60百万円未満と僅少であることから、これらの取引の規模や性質等に照らして、アスリ・チョルバン氏の独立性に影響を与えるものではありません。	アスリ・チョルバン氏は、証券取引所が定める、独立性に関する判断基準に抵触せず、また、経営戦略やコーポレート・ガバナンスを主たる研究分野とする大学教授としての高い識見とグローバルな視点を有しておられ、会社から独立した立場で、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと考えており、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定するものです。
7		上原理子氏は、証券取引所の定める、独立性に関する判断基準に抵触せず、また、裁判官、弁護士として司法に携わり、コンプライアンスを含む企業法務に関する高い識見と豊富な経験に基づき、会社から独立した立場で、主にリスク管理を含めた経営管理のあり方、グローバルな規制等の変化や他社の不祥事を踏まえた施策やコーポレートガバナンス上の留意点等について意見・提言等をいただいております。一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定するものです。
8	吉川郁夫氏は、2025年3月31日まで、関西学院大学専門職大学院の客員教授でありました。当社は、同大学を運営する学校法人関西学院が2010年4月に統合した中学・高等学校に対し、社会貢献の一環として統合以前より寄付を行っておりますが、当該寄付の性質等に照らして、吉川郁夫氏の独立性に影響を与えるものではありません。	吉川郁夫氏は、証券取引所が定める、独立性に関する判断基準に抵触せず、また、長年に亘る公認会計士としての豊富な経験と、大学教授として主に会計学の研究に従事し会計分野に関する高い識見を有しておられ、会社から独立した立場で、主にリスク管理を含めた経営管理のあり方、グローバルな規制等の変化や他社の不祥事を踏まえた施策やコーポレートガバナンス上の留意点等について発言をいただいております。一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定するものです。
9	来島達夫氏は、2021年6月23日まで、西日本旅客鉄道㈱の取締役副会長でありました。当社と同社との間には、製品の販売等による取引関係がありますが、取引の金額は当社売上高、及び同社売上高の1%未満と僅少であり、その取引の規模等に照らして、来島達夫氏の独立性に影響を与えるものではありません。	来島達夫氏は、証券取引所が定める、独立性に関する判断基準に抵触せず、また、長年に亘り運輸を中心とした社会インフラを支える企業の経営に携わり、企業経営全般に関する豊富な経験と高い識見を有しておられ、会社から独立した立場で、主に、グループ全体の実効性ある経営管理のあり方、グローバルな規制等の変化や他社の不祥事を踏まえた施策やコーポレートガバナンス上の留意点等について意見・提言等をいただいております。一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定するものです。

4. 補足説明

- ※ 1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※ 2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※ 3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※ 4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※ 5 独立役員の選任理由を記載してください。